

食品アクセスの確保に関する
関係省庁の支援策PR集
【経済的アクセス関係】

令和8年度予算概算要求時点版

令和7年9月

○ 食品アクセス総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 643百万円（前年度 124百万円）

<対策のポイント>

円滑な食品アクセスの確保に向けて、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり等を支援とともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンク等に対し、その立上げや機能強化に向けた支援、専門家派遣等によるサポート等を実施します。

<事業目標>

- 経済的な食品アクセスの確保に取り組む市町村割合の増加（80% [令和12年度まで]）
- フードバンク活動を行う団体の食品取扱量の増加（28,000t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

① 円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む体制づくりや、それに向けた現状・課題の調査等を支援します。**

ア 地域の関係者が連携して取り組む体制づくり支援

〔協議会の設置、調整役（コーディネーター）の配置、現状・課題の調査、計画の策定〕

イ 地域の体制づくりに向けた**現状・課題の調査・分析**

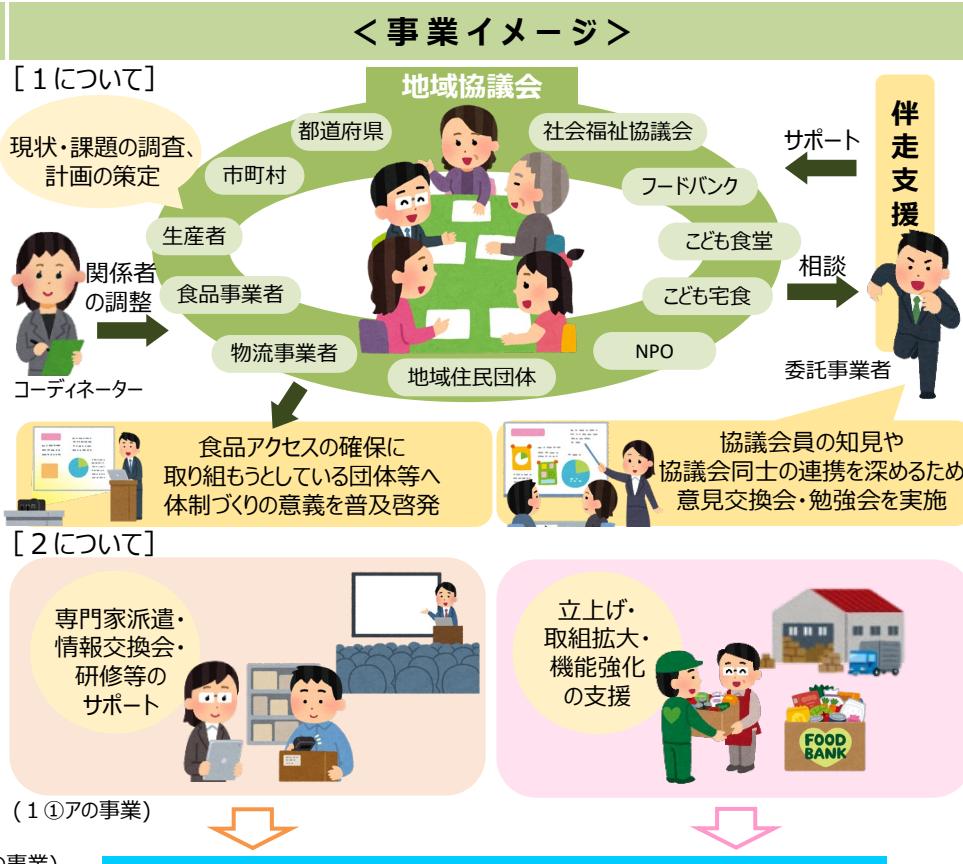
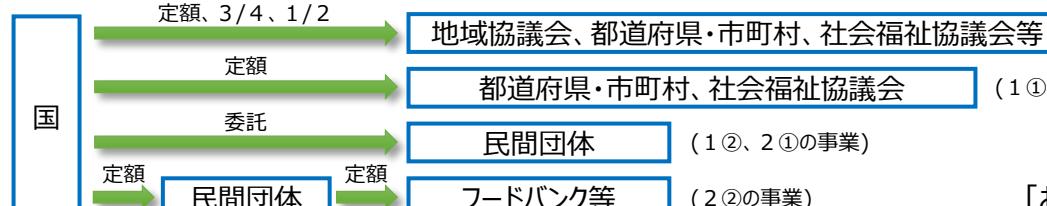
② 食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を伴走支援とともに、**食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用、体制づくりの意義の普及啓発等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。**

2. 食品アクセス担い手確保・機能強化

① 食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた食品衛生管理水準の向上や物品の管理、資金の運用等に必要なノウハウ獲得等を促進するための専門家派遣や情報交換会、研修等によるサポートを実施します。

② 地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等の立上げ・取組拡大を支援するとともに、それらの担い手が多様な食料への良好なアクセスを確保する機能の強化を図ります。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723)

**フードバンク認証制度運用及び
食品寄附ガイドライン・食べ残し持ち帰り促進ガイドラインの普及啓発事業（消費者教育推進課）
令和8年度概算要求（案）額 20百万円【新規】**

事業概要・目的・必要性

- フードバンク認証制度の創設に向けて、令和7年度には、実証事業を通じて食品寄附ガイドラインに示される遵守事項の適合性を第三者が評価する仕組みを検討する予定。その検討結果を踏まえ、令和8年度からフードバンク認証制度を本格的に運用するに当たり、フードバンクにおける認証申請の支援等を行うことで、一定の管理責任を果たすことができるフードバンクを認証し、食品寄附を推進する。
- 令和5年12月に取りまとめた「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」を踏まえ、令和6年12月に策定された「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」については、「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和7年3月閣議決定）において、その周知を図ることとされている。これを踏まえ、令和7年度には説明会等を通じた周知を行うとともに、両ガイドラインの運用状況も踏まえて、さらなる内容の充実を図ることとしている。その上で、令和8年度は、充実後の両ガイドラインについて、幅広い主体に対する周知を継続的に実施し、より一層の食品寄附及び食べ残し持ち帰りの普及定着を図る。

事業イメージ・具体例

1. フードバンク認証支援

- 令和7年度の実証事業を踏まえたフードバンク認証制度の本格運用に際し、認証取得を目指すフードバンクに対し、その取得に係る支援（フードバンクからの問合せ対応、専門家派遣、認証制度に関する説明会の実施、認証取得に係る書類作成支援等）を実施する。また、認証取得後のアフターサービス等を実施する。

2. 「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に関する普及啓発の実施

- 食品寄附及び食べ残し持ち帰りの促進のために必要な能力を構築・向上させるため、「食品寄附ガイドライン」及び「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」について、食品関連事業者、フードバンク、フードパントリー、こども食堂等を対象とした両ガイドラインの内容の普及や定着を図る研修会等を実施する。

資金の流れ



期待される効果

- 食品関連事業者が安心して寄附できるフードバンク団体等が増えることで、食品寄附が促進され、この取組を通じて消費者が安心して無償の食品利用ができるようになる。また、食品寄附の促進とともに、食べ残しの持ち帰りが進むことで、2000年度比で2030年度までに事業系食品ロス量を60%削減させる目標を達成する。

食品ロス削減等総合対策事業

【令和8年度予算概算要求額 196百万円（前年度 43百万円）】

<対策のポイント>

循環型社会の実現を目指し、事業系食品ロス60%削減目標、リサイクル等実施率目標（小売65%・外食50%）の達成に向け、食品事業者をはじめ意欲ある様々な主体の知見・技術・ノウハウを活用し、食品ロス削減に資する取組や、食品リサイクルの効率化・ブランド化等の取組を推進します。また、食品企業の食品ロス削減等の取組を評価・開示する仕組みを構築します。

<事業目標>

- 2000年度比で事業系食品ロス量を60%削減（231万トン[令和5年度実績]→219万トン [令和12年度まで]）
- 食品リサイクル等実施率を向上（食品小売業63%[令和5年度実績]→65%、外食産業34%[令和5年度実績]→50% [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. 食品ロス削減等推進事業

161百万円（前年度 16百万円）

① 食品ロス削減等モデル支援

食品ロス削減・食品リサイクル推進に資する、以下の取組の実証や横展開等を支援します。

- ・ 地域の関係者が連携した食品リサイクルの効率化・ブランド化、地域の未利用資源の活用に係る取組
- ・ 食品ロス削減に資するDX等の新たな技術の活用の取組
- ・ 食品企業が物流事業者等と連携して食品寄附をワンストップで行う取組

② 食品ロス削減展開支援

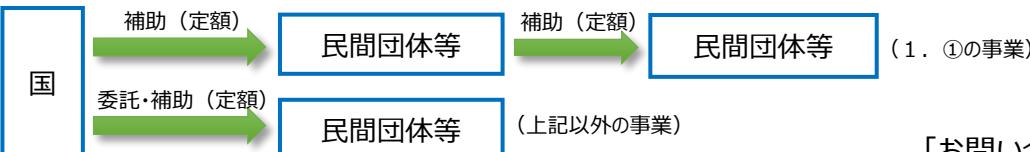
食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組や優良事例について、地方・中小企業を含めた業界全体に展開を図る活動を支援します。

2. 食品ロス削減調査等委託事業

35百万円（前年度 27百万円）

企業による食品ロス削減等の取組の評価・開示の仕組みの構築に向けた検討を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備、食品廃棄物等の可食部・不可食部の量等の調査を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

食品ロス削減・食品リサイクル推進に向けたモデル支援

<食品リサイクルの効率化・ブランド化>



<地域の未利用資源の活用>

食品企業の知見・ノウハウを活用した地域の未利用資源の有効活用

- ・未利用果実を新たな飲料に活用
- ・食品製造事業者が野菜端材を使った新食品の開発



新たな価値を創出

これまでのデータ活用範囲（一部事業者）
効果は限定的

外部環境
気象・人流・曜日・季節・イベント



AI分析

つなぐ



つなぐ

つなぐ



つなぐ

- 発注数量を最適化
- 発注リードタイムを延長

サプライチェーン全体でデータを活用

原料メーカー
豆腐 煮物 菓子

惣菜メーカー
豆乳 煮物 菓子

惣菜Bメーカー
豆乳 煮物 菓子

生産計画・生産量／商品ごと・メーカーごと

生産計画・生産量／商品ごと・メーカーごと

企業内部
小売だけでなく川上のデータも活用

[お問い合わせ先] 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 (03-6744-2051)

生活困窮者自立支援の機能強化事業

令和8年度概算要求額 生活困窮者自立支援関係予算 844億円の内数 (762億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

生活困窮者の増加に伴い、自治体と民間団体との連携の推進等により生活困窮者自立支援の機能強化を図り、あわせて特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を図る。加えて、賃金上昇を踏まえた支援員の処遇改善の取組を実施する。

2 事業の概要

各自治体の自立相談支援機関等において、NPO法人等との連携の強化、緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の強化を行う。加えて、支援員の処遇改善の取組を実施する。

1. NPO法人等と連携した緊急対応の強化

- ① 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ② 利用者及び活動経費が増加する地域のNPO法人等に対する支援
(1団体50万円上限(広域的な活動を実施する団体については100万円))

2. 特例貸付借受人へのフォローアップ支援体制の強化

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制の強化
(自立相談支援員や家計改善支援員の加配など)
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 相談支援員等が支援に注力できる環境整備を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化

3. 支援員の処遇改善に関する取組

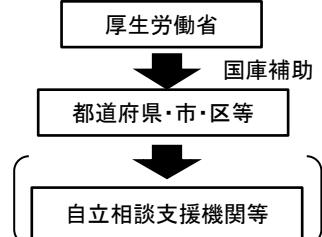
- 4. その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組
(ICT等を活用した業務効率化に関する取組も含む)

3 施策のスキーム図、 実施要件(対象、補助率)等

事業実施主体

都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体)

補助の流れ



補助率

国3/4
福祉事務所設置自治体1/4

地方消費者行政強化交付金（消費者庁地方協力課）

令和8年度概算予算（案）額 **25.5億円**【要望額10.2億円】
(令和7年度予算額 15.5億円)

事業概要・目的・必要性

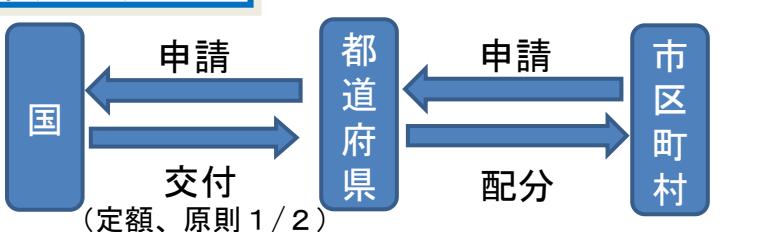
- 地方消費者行政の推進は、地域住民の消費生活における安全・安心確保の根幹であるとともに、相談過程で把握した情報が国の消費者行政の基盤となっており、その充実・強化は消費者全体の利益の擁護に不可欠です。
- 地域の消費生活センターの体制整備等を支援してきた本交付金の推進事業は令和7年度に多くの自治体で活用期限が到来します。
- 閣議決定された「第5期消費者基本計画」では、推進事業の終了によって「身近な相談窓口の充実などこれまでの・・・行政サービスの水準が低下することのないよう適切な対策を講ずる」こと、また「人口減少・高齢化の更なる加速・・・デジタル化等今後の地方消費者行政を取り巻く大きな課題に対し、地域の実情に応じて適切に対応できるよう、支援の在り方についても見直しを行っていく」ととされております。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2025」においても、「地方消費者行政を強化するため、地域見守り活動の活性化や消費生活相談員の人材確保・育成に資するよう地方消費者行政強化交付金を見直す」ことが明示されました。
- 令和8年度からは、今後的地方消費者行政を取り巻く環境変化に適切に対応し、地方消費者行政の更なる充実・強化に資するよう交付金の仕組みを見直します。

事業イメージ・具体例

1. 相談機能維持・未然防止強化型（補助率：定額）
※推進事業活用期限到来に対して、自治体が引き続き相談機能を維持・継続できるよう支援
2. 相談・見守り連携強化型（先行実施）（原則1／2）
3. 担い手確保、人材育成・強化型（原則1／2）
4. 広域連携推進型（時限、定額）
5. 重点課題対応型（原則1／2）
※地方消費者行政強化事業の既存メニューを改組

なお、小規模自治体（人口5万人未満等）向けの地方消費者行政推進事業（定額）については、予定どおり令和9年度まで継続

資金の流れ



期待される効果

- これまで推進事業を活用してきた自治体における活用期限の到来後に、行政サービスの水準が低下することを防ぎます。
- 見守り活動の活性化と消費生活センターとの連携強化に取り組む自治体を支援すること等により、消費生活センターの体制を充実・強化し、高度化、複雑化、広域化する消費者問題に対応できる体制整備を図り、被害の未然防止・救済機能の維持・強化を図ります。

〈児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金〉令和8年度概算要求額 236億円の内数（207億円の内数）

事業の目的

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行うこども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

事業の概要

- ① 市町村からこども宅食を行う民間団体等への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援などを実施
- ② ①に加え、おむつ等の消耗品の提供等により巡回活動の強化する場合に経費を加算【巡回活動費強化加算】
- ③ 都道府県から中間支援法人への委託等により、状況の把握、食事の提供、生活習慣習得の支援、周知啓発などを実施できる（※①の対象者とは重複しないこと）



※ 居場所型は令和7年度から廃止（「地域こどもの生活支援事業」に一般化して補助実施）

※ 中間支援法人が、民間団体等に対して運営に関するノウハウの提供や助言等を行うことで、事業展開を加速化（中間支援法人自身による事業実施も可）

※ ②及び③は、令和5年度補正事業「アウトリーチ支援・宅食事業」

実施主体等

【実施主体】①及び②：市町村（特別区含む）、③：都道府県

【補助率】①及び②：国2／3（市町村1／3）、③：国2／3（都道府県1／3）

【補助基準額】①：1か所当たり 7,497千円、②：1か所当たり 5,335千円、③：1都道府県当たり 60,000千円（+周知啓発加算28千円）

<母子家庭等対策総合支援事業費補助金> 令和8年度概算要求額 196億円の内数（180億円の内数）

事業の目的

- 多様かつ複合的な困難に直面する子どもたちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。
- 支援が必要な子どもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによって、子どもに対する地域の支援体制を強化する。
- 行政との連携により、特に支援を必要とする子ども（要保護児童対策地域協議会の支援対象児童として登録されている子ども等）に寄り添うことで、地域での見守り体制強化を図る。

事業の概要

○ 地域子どもの生活支援強化事業（補助基準額：最大12,483千円（8,502千円））

※ 要支援児童等支援強化事業と合わせて最大：15,075千円（11,065千円）

ア 食事（子ども食堂等）や子ども用品（文房具、生理用品、おむつ等）の提供等を行う事業（補助基準額：3,140千円（3,070千円））

※長期休暇対応支援強化事業【加算措置】（補助基準額：1,000千円）

イ 多様な人物との出会いを通じて将来像を考えるための機会など
様々な体験や交流等を提供する事業（補助基準額：3,910千円）

ウ ①既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所（公民館・商店街等）での立上げ等を支援する事業（立上げ支援）（補助基準額：1,520千円）

②子どもの居場所等の事業を継続するための備品購入等を支援する事業（継続支援）（補助基準額：300千円）

エ 既存の福祉・教育施設、地域にある様々な場所を拠点とした支援ニーズを把握するための研修など、地域で子どもを支援するための仕組みづくりを行う事業（補助基準額：2,913千円（2,912千円））

オ その他上記に類する事業

※ ア～オを組み合わせて実施（ウは①又は②いずれかのみ）

○ 要支援児童等支援強化事業【加算措置】（補助基準額：2,592千円（2,563千円））

要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等に登録されている子ども等の家庭の状況に応じ、行政と連携した寄り添い支援を行う

福祉・教育施設、地域における様々な場所

- ・立ち上げ支援、支援ニーズを把握するための研修
- ・地域人材（ボランティア、民生・児童委員等）の活用

食事の提供



発見

体験や多様な人と
の交流機会の提供

子ども用品の提供



連携

市区町村



こども家庭センター



支援が必要な子ども

要保護児童
対策地域
協議会

都道府県（後方支援または直接支援）

学校・教育委員会



市・町・区役所



実施主体等

【実施主体】 都道府県、市町村（特別区を含む）

【補 助 率】 国：2／3、都道府県・市町村：1／3

令和8年度概算要求額 15億円（－億円）

事業の目的

- 困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯の子ども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援等を行う民間団体（中間支援法人）の取組を支援し、子どもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。
- こども食堂が全国各地で大きく増加しているが、地域ごとに差もあるため、支援を行き渡らせることも重要な課題となってきている。（こども食堂箇所数2018年時点：2,286か所 → 2024年時点：10,867か所、都道府県ごとの小学校区にこども食堂がある割合：1割～6割（※認定NPO法人「むすびえ」2024年調査））
- ひとり親家庭等の子ども等に必要な食事等支援が届けられるよう、全国を複数のブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人が各地のこども食堂等に伴走型の支援を行う。

事業の概要

【1】国→中間支援法人（実施主体）

- こども食堂等の事業者を対象として広域的に支援を行う中間支援法人を公募し、選考委員会を開催した上で対象事業者を決定。
- 各地のこども食堂等に伴走型の支援が実施できるよう、全国をブロックに区分して、ブロック毎に中間支援法人を決定する。

【2】中間支援法人（実施主体）⇒こども食堂等

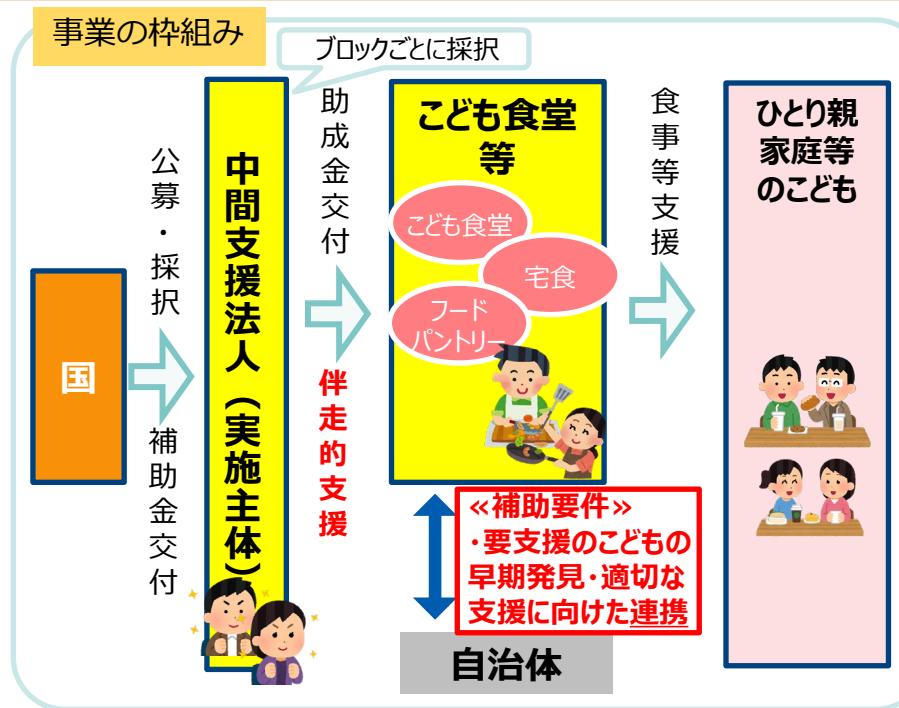
- こども食堂等から申請を受け付け、選考委員会を開催し助成対象事業者を決定。自治体との連携を補助要件とし、事業実施に必要な費用を助成（助成額上限350万円）。
- 助成対象事業者の活動状況について確認を行い、事業者に対して伴走型で運営支援を行う。
- 事業の実施結果について報告を求め、適正な執行が行われたかの確認を行う。

【3】こども食堂等⇒ひとり親家庭等の子ども

- ひとり親家庭等の子どもに食事の提供、要支援の子どもの早期発見・適切な支援に向けた見守り等を行う。

実施主体等

【実施主体】 特定非営利活動法人、一般社団法人等の非営利団体 **【補助基準額】** 1法人当たり：190,000千円
【補助率】 定額（国：10／10相当）



地域での食育の推進（食品安全等に関する消費者の理解醸成等）

令和8年度予算概算要求額 2,426百万円（前年度 1,896百万円）の内数

＜対策のポイント＞

次期食育推進基本計画の推進に向けて、食育の取組を加速化させるため、農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進や、学校給食における地場産物等の活用促進のほか、新たに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の実践に向けた地域農業・教育連携モデルの創出の取組を支援するなど、食品安全等に関する消費者の理解醸成等の地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を引き続き推進します。

＜事業目標＞

次期食育推進基本計画の目標の達成

＜事業の内容＞

1. 食育活動を推進する人材の育成・活用

地域で活躍する食育推進・農業体験リーダー等の育成を図るほか、食に関する民間資格を有する者を活用し、食育活動の促進につなげる取組を支援します。

2. 農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流の促進

食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験機会の提供や、産直活動やCSA(地域支援型農業)の取組に向けた情報発信等、生産者と消費者との交流を促進する取組を支援します。

3. 地域における共食の場の提供

地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチング等により、多世代交流やこども食堂等の共食の場の提供を支援します。

4. 学校給食における地場産物等活用の促進、和食給食の普及

地場産物等を使用するための生産者とのマッチングや連携体制づくり、学校給食向け地場産物等の安定供給に向けた機械・設備等の導入等の取組を支援します。

5. 産地・生産者への理解向上

消費行動の機会を捉えた、消費者の行動変容に直結する産地情報等の効果的な発信に必要な技術実装を支援します。

6. 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上、食品ロスの削減

環境に配慮した農林水産物・食品や食品ロス削減の取組への理解向上に向けた意識調査、セミナーの開催等の普及啓発を支援します。

7. 地域食文化の継承

地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

8. 地域農業・教育連携モデルの創出

生産者等が学校関係者等と連携して、農林漁業に関する教員研修・座学・体験機会の提供、学校給食における地場産物等の活用等を総合的に実現する計画の作成と、その計画に基づく「農林漁業教育」の実践を支援します。

＜事業イメージ＞

【参考】目標（第4次食育推進基本計画の目標のうち当省関連）

- ・地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・产地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



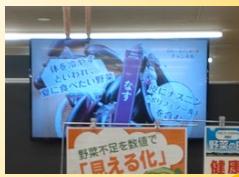
生産者と消費者との
交流イベントの開催



学校給食における
地場産物等活用



産地情報等の効果的な
発信に向けた技術実装



- ・食・農林水産業への理解向上
- ・産地・生産者との交流促進
- ・地場産物等の活用促進 等

次期食育推進基本計画の目標の達成

[お問い合わせ先] 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6738-6558)

＜事業の流れ＞



- (1) 都道府県を通じた取組
- (2) 広域の取組、5の事業
- (3) 8の事業

都市農業機能発揮対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業目標＞

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 都市農業機能発揮支援事業

都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続に関する講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成に効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

① 地域支援型

ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。

イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。

ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

② モデル支援型

複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させる取組を支援します。

③ 都市農地創設支援型

都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農的空間を創設する取組等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

都市農業機能発揮支援

都市農業アドバイザーの派遣



税・相続に関する講習会



都市住民への理解醸成や効果的な情報発信

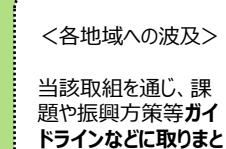


都市農業共生推進等地域支援

● 地域支援型



● モデル支援型



● 都市農地創設支援型



貸借



担い手

都市農業者

(2の事業)

[お問い合わせ先] 農村振興局農村計画課 (03-3502-5948)

政府備蓄米の無償交付(こども食堂・こども宅食、フードバンクへの支援)

背景・目的

- 学校給食におけるごはん食の拡大を支援するための政府備蓄米の無償交付制度の枠組みの下、こども食堂やこども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援。
- これらに加え、新たにフードバンクも対象とし、その食育活動を支援します。

こども食堂・こども宅食(事業内容等)

[こども食堂・こども宅食]

(支援対象) ごはん食の提供又は食材としてお米を提供・配付する団体・運営者の取組

(支援要件) 食事の提供やお米を配付する際などに、ごはん食の魅力を伝えるなどの食育の取組を行うこと

(支援上限) 団体ごとに一申請当たり600kg (年度内に合計5回の申請が可能)

[申請方法]

- 委託機関（※）へ交付申請

※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

・複数の提供団体（こども食堂等）を中間団体が取りまとめて交付申請書を提出することも可能です。
なお、その場合でも提供団体に対して政府備蓄米が直接交付されます。

フードバンク(事業内容等)

[フードバンク]

(支援対象) 食育活動を支援するフードバンク

(支援要件) ①法人格を有していること、②団体として1年以上の活動実績があること、③「食品寄附ガイドライン」に基づく食品の取扱いを行っていること、④地方公共団体と連携した取組を行っていることなど

(支援上限) 申請団体ごとに、当該団体における前年度の食品取扱実績の1/5以内（50トンを上限）

[申請方法]

- 委託機関（※）へ交付申請

※令和7年度委託機関：一般財団法人 日本穀物検定協会

事業スキーム



お問い合わせ先

申請様式等、詳しくは[こちら](#)



担当先	連絡先	担当先	連絡先
農産局穀物課 米麦流通加工対策室	03-3502-7950	東海農政局 生産振興課	052-223-4623
北海道農政事務所 業務管理課	011-330-8808	近畿農政局 生産振興課	075-414-9021
東北農政局 生産振興課	022-263-1111	中国四国農政局 生産振興課	086-224-9411
関東農政局 生産振興課	048-740-0403	九州農政局 生産振興課	096-300-6223
北陸農政局 生産振興課	076-232-4302	内閣府 沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

*上記以外の各都道府県（地域拠点）の連絡先は、農林水産省のホームページをご覧ください